



北京金信知识产权代理有限公司

KINGSOUND & PARTNERS

Intellectual Property Law

專利侵害事件に関する最高裁の司法解釈(二)

中国弁理士 譚 粟元



目次

- 司法解釈(二)の概要
- 侵害訴訟の迅速化
- クレームの権利解釈
- 意匠権侵害の認定
- 補償金請求権
- 間接侵害
- 差し止め請求権の例外
- 賠償金請求時における立証責任の軽減

司法解釈(二)の概要

- 司法解釈(二)は、専利侵害事件を正しく審理するために、「専利法」、「権利侵害責任法」、「民事訴訟法」等の法律に基づき、審判実務に鑑みて制定されたものである。
- 司法解釈(二)は、2010年1月1日より施行された司法解釈(一)の改善・補充である。
- 2016年4月1日より施行されている。

侵害訴訟の迅速化

第二条

権利者が専利侵害訴訟において主張したクレームは、無効審判にて無効宣告とされてしまった場合、裁判所は、当該クレームに基づく起訴を却下する裁定を下すことが可能である。

。権利者は、上記クレームの無効決定が行政判決によって取り消されたことを立証できれば、別途起訴することが可能である。

侵害訴訟の迅速化

条文解説:

- 第二条第一款制定の経緯とは、中国において侵害訴訟と無効審判の取り消し訴訟とが一本化されていないため、取り消し訴訟の判決を待って審理すると侵害訴訟が長期化に陥る虞がある。
- 侵害訴訟において無効審判にて出された無効決定のみに基づき起訴を却下することが可能である。これによって、侵害訴訟の迅速化を図ることができる。
- 無効決定が取り消される救済手段としては、第二条第二款が定められている。

クレームの権利解釈

第三条(記載不備に関する裁判所の対応)

専利法第二十六条第三款(実施可能要件)、第四款(明確性要件、サポート要件)に明らかに違反しているため、明細書がクレームの権利解釈に用いられず、且つ本司法解釈の第四条の規定に属しない場合、無効審判が提起されると、権利侵害事件を審理する裁判所は一般的に訴訟を中止する裁定を下すべき、合理期間内に無効審判が提起されていないと、裁判所はクレームの記載に基づき権利の保護範囲を特定できる。

条文解説:

- 当該条文には、侵害訴訟において記載不備(誤記以外)に関する認定が裁判所の権限外であることが明確に定められている。
- 当該条文の後半には、無効審判が提起されていない場合、明細書がクレームの権利解釈に用いられないため、クレームの記載のみに基づき権利範囲の特定を行うことが可能であることが定められている。

クレームの権利解釈

第四条(誤記(記載不備の例外)に関する裁判所の対応)

クレーム、明細書及び添付図面における文法、文字、句読点、図形、符号等には、相違があるものの、当業者はクレーム、明細書及び添付図面を閲覧することによって**唯一の理解**が得られる場合、裁判所は当該**唯一の理解**に基づき認定を行うべきである。

クレームの権利解釈

条文解説:

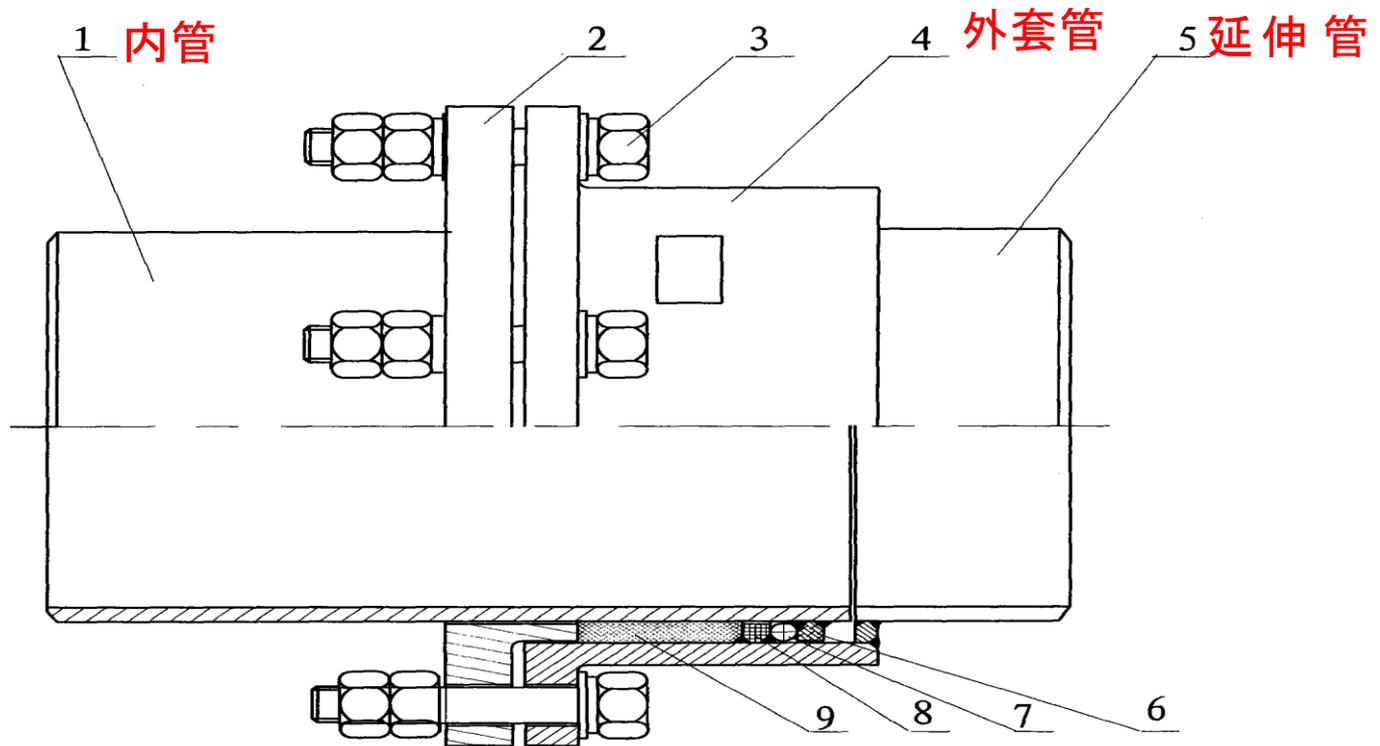
- 誤記とは、当業者はクレーム、明細書及び添付図面を読むことで唯一の理解が得られるものに限る。言い換えれば、複数の理解が得られるものは、誤記とはいえない。
- 本来であれば、クレームに誤記がある場合、無効審判又は訂正審判の段階にて訂正しなければならないが、中国には訂正審判の制度がなく、且つ中国の無効審判制度には誤記訂正が認められていないため、誤記を訂正する手段がない。よって、誤記のあるクレームを正しく解釈したうえで認定を行わざるを得ない。
- 誤記が訂正されない限り、技術内容の開示と権利付与とのバランスが崩れるのではないかと。よって、今後「専利法」、「実施細則」及び「審査基準」には誤記訂正が盛り込まれることが期待されている。

クレームの権利解釈

判例紹介(誤記として認められる判例)

項目	内容
クレーム	…外套管(4)の他端は、延伸管(5)に接続され、 両者の間には間隙が存して、…
明細書	外套管4の外側は、延伸管5に連通され、… 延伸管5と内管1の間には間隙が存する (次頁図面参照)。
審決	クレームにおける「外套管(4)の他端は、延伸管(5)に接続され、両者の間には間隙が存する」ことは、明細書の記載と一致していない。さらに、外套管4と延伸管5とは、固定連結されており、両者の間には間隙が存するはずがない。延伸管5と内管1との間には間隙が存する。
一審判決、二審判決	審決維持
最高裁判決	当業者は、「両者には、間隙が存する」のうちの「両者」は、外套管と延伸管でなく、内管と延伸管であることを、明細書及び図面の記載から直接且つ一義的に確定できる。したがって、「両者」の記載は、誤記であり、クレームは、明細書によってサポートされている。

クレームの権利解釈



クレームの権利解釈

判例紹介(誤記として認められていない判例)

項目	内容
クレーム	…樹脂膜の表面は、0.04～0.09mm厚さの凹凸粗面を形成し、…
明細書	樹脂膜の厚さは、0.04mm、0.07mm、0.09mmである(図面無し)。
被疑権利侵害実施	凹凸粗面を有する厚さ0.055～0.07mmの樹脂膜
一審判決	明細書に記載の0.04mm、0.07mm、0.09mmが樹脂膜の厚みであることから、クレームに記載の「樹脂膜の表面は、0.04～0.09mm厚さの凹凸粗面を形成する」ことを、『樹脂膜自身の厚みが0.04～0.09mmである』ことに解釈すべき。一方、被疑権利侵害実施の樹脂膜の厚みは0.055mm～0.07mmであるため、両者は一致している。したがって、権利侵害に該当する。
二審判決	一審判決維持
最高裁判決	クレームに記載の「樹脂膜の表面は、0.04～0.09mm厚さの凹凸粗面を形成する」ことは、明らかに『樹脂膜の表面の凹凸粗面の厚みは、0.04～0.09mmである』ことを意味している。クレームは、明細書(発明内容)の開示と矛盾していないので、誤記に該当しない。よって明細書に記載の樹脂膜の厚み0.04～0.09mmにて、クレームの特徴を解釈することができない。したがって、権利侵害に該当しない。

クレームの権利解釈

第八条(機能的クレーム)

明細書及び図面に記載の、機能或いは効果を実現するための不可欠の技術特徴に対し、被疑権利侵害技術案の相応技術特徴は、手段が基本同一であり、同一の機能を実現し、同一の効果を達成でき、且つ当業者が被疑権利侵害行為の発生時に容易に想到し得るものであれば、裁判所は、当該相応技術特徴が機能的特徴と同一又は均等であることを認定しなければならない。

クレームの権利解釈

条文解説:

➤ 条文制定の経緯

司法解釈(一) 第四条

クレームの機能或いは効果による技術特徴に対し、裁判所は、明細書及び図面に記載の、当該機能或いは効果の具体的な実施形態及びその**均等の実施形態**に基づいて、当該技術特徴の内容を特定しなければならない。

即ち、機能を実現する或いは効果を達成できる全ての実施形態が機能的特徴の範囲に含まれるのではなく、明細書及び図面に記載の、当該機能或いは効果の具体的な実施形態及びその均等の実施形態のみが機能的特徴の範囲に含まれることを意味する。しかし、均等の実施形態の明確な定義がなされていない。

クレームの権利解釈

条文解説：

➤ 当該条文の草案

明細書及び図面に記載の、機能或いは効果を実現するための不可欠の技術特徴に対し、被疑権利侵害技術案の相応技術特徴は、手段が基本同一であり、同一の機能を実現し、同一の効果を達成でき、且つ出願時に容易に想到し得るものであれば、裁判所は、当該相応技術特徴が機能的特徴と同一又は均等であることを認定しなければならない。

明細書及び図面に記載の、機能或いは効果を実現するための不可欠の技術特徴に対し、被疑権利侵害技術案の相応技術特徴は、手段が基本同一であり、基本同一の機能を実現し、基本同一の効果を達成でき、且つ当業者が出願後被疑権利侵害行為の発生時前に容易に想到し得るものであれば、裁判所は、当該相応技術特徴が機能的特徴と同一又は均等であることを認定しなければならない。

クレームの権利解釈

判例紹介(機能的クレームの解釈)

項目	内容
クレーム	…保温層…
明細書	クレームに示される方法によって生産される湯たんぽは、三層構造であり、外層と、内層と、外層と内層との間に設けられて外層と内層とを完全に離間させる保温層とからなり、保温層は、綿などの材質によって形成される。当該構造によって保温性能を高めるとともに火傷を避けることができる。
被疑権利侵害実施	湯たんぽは外層と、内層と、外層と内層との間に挟まれる綿制パットとからなり、当該綿制パットは、外層と内層とを部分的に離間させている。即ち、外層と内層とは直接当接する部分がある。
最高裁判決	被疑権利侵害実施は、明細書に記載の実施形態と基本同一手段を用いており、熱伝導低減という基本同一機能を実現し、保温性の向上及び火傷の防止という基本同一効果を達成できるので、保温層の均等に該当する。

クレームの権利解釈

条文解説：

➤ 当該条文の立法趣旨

条文は機能的クレームの権利解釈に均等論に近い思想を適用させた。

➤ 均等実施形態と均等論との対比

均等論の均等特徴には、**三つの基本同一（手段、機能、効果）**が用いられているのに対し、機能的クレームの相応技術特徴には、**二つの同一（機能、効果）＋一つの基本同一（手段）**が用いられている。

仮に同一の機能ではなく、基本同一の機能を実現したとしても、或いは同一の効果ではなく、基本同一の効果を達成できたとしても、当該技術特徴は、均等特徴として認められるものの、相応技術特徴として認められない。均等特徴の範囲は、相応技術特徴の範囲よりも若干広いと認められる。言い換えると、均等の実施形態の要件は、均等論の要件よりも厳しいと認められる。

クレームの権利解釈

条文解説：

➤ 留意事項

構成特徴による発明の特定ができたとしても、より広い権利範囲を取得するために、構成特徴ではなく、機能的特徴を用いることが通常考えられる。しかし、司法解釈(二)の第八条によれば、均等の実施形態の要件は、均等論の要件よりも厳しいため、理論上、広いと思われる機能的特徴による権利範囲は、狭いと思われる構成特徴による権利範囲よりも実質狭くなる虞がある。即ち、被疑権利侵害技術案の相応技術特徴の機能及び効果は、基本同一である場合に、当該相応技術特徴は、機能的特徴と同一又は均等ではなく、構成特徴と均等であるため、当該被疑権利侵害技術案は、構成特徴の均等侵害となるものの、機能的特徴の文言侵害とならない。

クレームの権利解釈

第九条(環境特徴による権利解釈)

被疑権利侵害技術案は、クレームに用いられる**環境特徴**によって特定された**使用環境**に適用できない場合、裁判所は、被疑権利侵害技術案がクレームの保護範囲に当て嵌まらなないと認定すべきである。

条文解説:

- 「専利法」、「実施細則」、「審査基準」及び「司法解釈」等には、「環境特徴」については定義されていないが、通常理解だと例えば「...に用いられる...」及び「...ための...」は「環境特徴」に該当すると考えられる。
- 上記条文の裏を読むと、被疑権利侵害技術案は、当該使用環境に適用できるものであれば、侵害に該当するため、権利者は、必ずしも被疑権利侵害技術案は環境特徴を具備することを立証しなくても良く、権利者側の立証責任が軽減されていると認められる。
- 余計な環境特徴を控えるべきである。

クレームの権利解釈

第十一条(方法クレームの権利解釈)

方法クレームにはステップの順次が明確に記載されていないが、当業者は、クレーム、明細書及び図面を閲覧することによって当該ステップが**特定の順次**に従って行われることが直接且つ明確に特定されれば、裁判所は、当該ステップの順次がクレームの保護範囲を限定する機能を持つと認定すべきである。

条文解説:

➤方法クレームにステップの順次を書かなくても、順次が実施形態(例えばワンパターンの場合)等によって限定されてしまう虞がある。

➤したがって、上記不具合を回避するために、順次の異なる複数の実施形態或いは、順次の入れ替えが可能であることを記載しておくことが好ましい。

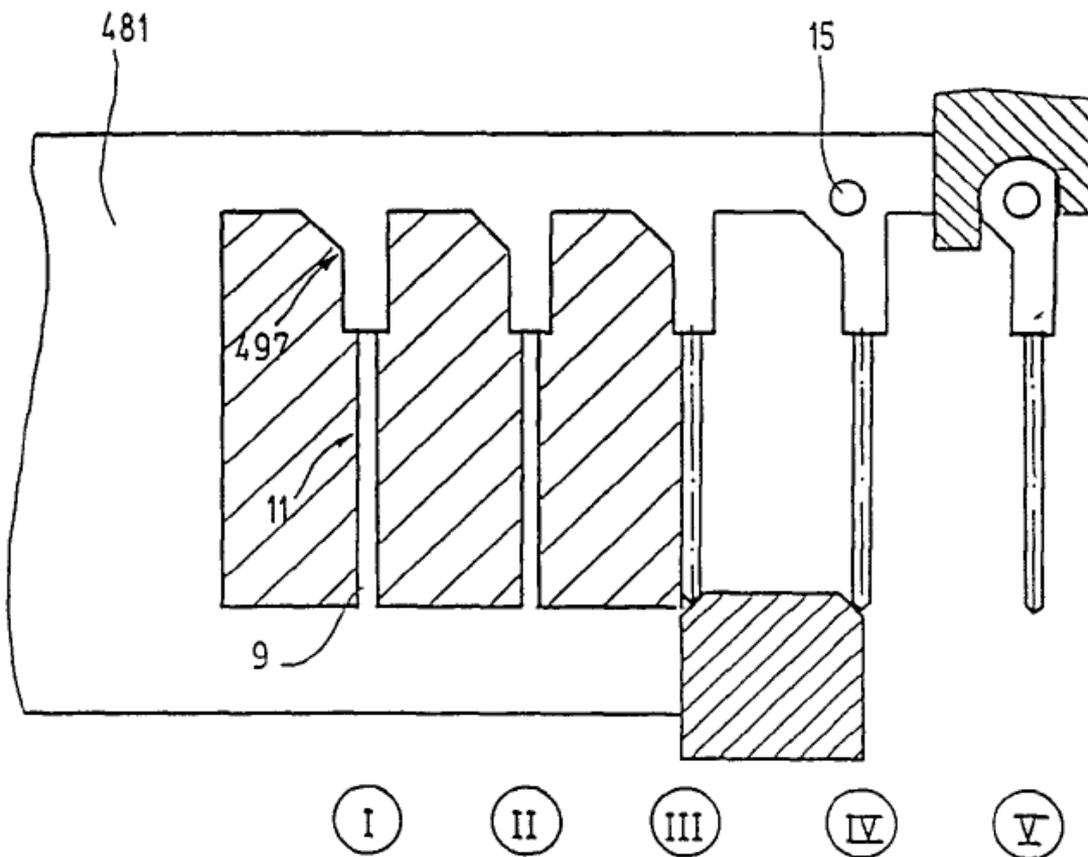
クレームの権利解釈

判例紹介(方法クレームの権利解釈)

項目	内容
クレーム	<p>ヒンジ部材を形成するための金属帯を提供するステップと、金属帯をヒンジ部材の外形とほぼ一致する形状にカットするステップと、ヒンジ部材の凸肩が形成されるようにスタンピングによって円形部分を形成するステップと、パンチングによってヒンジ部材のヒンジ孔を形成するステップとを含むヒンジ部材の製造方法。</p>
明細書	<p>ステップ1:ヒンジ部材11の基本形状をカットし、凸肩9の基本形状及び凸肩9と接続されヒンジ孔領域471を含む部分を形成し、即ち凸肩9及びヒンジ孔領域471を含む部分は金属帯481に固定されている。ステップ2:2つの半円形状金型を用いることにより円形状の凸肩9を形成する。ステップ3:隣接する凸肩9の間の金属帯481を切り取る。ステップ4:パンチングによってヒンジ孔15を形成する。</p>

クレームの権利解釈

判例紹介(方法クレームの権利解釈)



クレームの権利解釈

判例紹介(方法クレームの権利解釈)

項目	内容
被疑権利侵害実施	<p>ステップ1: 金属帯を用いる。ステップ2: スタンピングによってヒンジ部材を形成する(金属帯からヒンジ部材を分離させる)。ステップ3: 円形状を形成する。ステップ4: パンチングによって孔を形成する。ステップ3とステップ4の順番が入れ替え可能である。</p>
一審判決	<p>両者方法は実質同一であるため、権利侵害に該当する。</p>
二審判決	<p>クレームにおける製造方法は明細書に示される特定の順次によって実施される。一方、被疑権利侵害実施のステップ4はステップ3よりも先に実施されると、その順次は、特許権と異なるため、権利侵害に該当しない。</p>
最高裁判決	<p>明細書の記載によるとクレームのカットステップは、必ずスタンピングステップ及びパンチングステップよりも先に実施されるステップである。また、明細書の記載によるとスタンピングステップとパンチングステップが入れ替え可能であるが、実施の加工工程において両者の順次が特定されていれば、当該順次に従って行われるしかない。よって、クレームの4つのステップが特定の実施順次を有する。</p>

クレームの権利解釈

第十二条(数値特徴の均等論適用)

クレームに「少なくとも」、「超えない」等の用語を用いて**数値特徴**を特定し、且つ当業者は、クレーム、明細書及び図面を閲覧することによって技術案は、当該用語が技術特徴を限定する機能を持つことを特に強調していると認定された場合、権利者はそれと異なる数値特徴が均等特徴に属していると主張しても、裁判所は当該主張を支持すべきではない。

条文解説:

➤ 分かりやすく読むと、パラメータのクレームにおいて、臨界的意味を持つ数値特徴の場合、当該数値特徴には均等論が適用できないが、臨界的な意味を持たない数値特徴の場合、当該数値特徴には均等論が適用できると認められる。

➤ したがって、臨界的な意味を持たない数値特徴を臨界的な意味を持つように記載すると、権利範囲が限定的に解釈される虞がある。

クレームの権利解釈

判例紹介(数値特徴の均等論適用)

項目	内容
クレーム	...添加量のモル比は、ピネン:過炭酸ナトリウム=1:(1.1—3.0)(以下、技術特徴Bという)であり、...
明細書	... 通常 、過炭酸ナトリウムは、ピネンのモル用量の1.1—3.0倍に制御される。
被疑権利侵害実施	添加量のモル比は、ピネン:過炭酸ナトリウム=1: 1.011 (以下、技術特徴bという)である。
一審判決	技術特徴bと技術特徴Bとは、同一又は同等ではなく、権利侵害に該当しない。
二審判決	均等論要件でもある三つの基本同一(手段、機能、効果)を満たしているため、権利侵害に該当する。
コメント	明細書には、「通常」という表現が用いられているため、上記数値範囲以外の数値が除外されていない。即ち、上記数値範囲が強調されていない。

クレームの権利解釈

第十三条(禁反言の例外)

権利者は、出願人、権利者が権利付与、**権利確定段階**にて行ったクレーム、明細書及び図面に対する**減縮的な補正**或いは陳述が明確に否定されていることを立証できれば、裁判所は、当該補正或いは陳述によって技術案が放棄されていないと認定すべきである。

クレームの権利解釈

条文解説:

➤本条文は、司法解釈(一)の第六条に定められる禁反言の例外規定として定められている。

司法解釈(一)第六条

出願人、権利者が権利付与又は無効審判段階にてクレーム、明細書に対して補正或いは意見陳述を行うことによって放棄された技術案について、権利者は侵害事件において保護範囲に主張した場合、裁判所が当該主張を支持しない。

➤司法解釈(二)における「権利確定段階」とは、司法解釈(一)における無効審判段階のみならず、行政訴訟段階も含むと考えられる。

➤全ての補正或いは陳述が禁反言の例外規定に適用されるのではなく、限縮的な補正或いは陳述のみが適用される。

意匠権侵害の認定

第十四条(設計空間の考慮)

裁判所は、一般ユーザの意匠に対する知識レベル及び認知能力を認定するとき、被疑権利侵害行為発生時に意匠権が属する同一又は類似する商品の設計空間(即ち設計自由度)を通常考慮すべきである。設計空間が大きい場合、裁判所は、一般ユーザが異なる設計間の微細な相違を通常気づきにくいと認定することが可能であり、設計空間が小さい場合、一般ユーザが異なる設計間の微細な相違を通常気づきやすいと認定することが可能である。

条文解説:

- 考慮すべき設計空間は、意匠出願時のものではなく、被疑権利侵害行為発生時のものである。
- 認知能力の認定に設計空間が導入されることにより、類似判断がしやすくなると考えられる。

意匠権侵害の認定

第十五条(組物意匠における侵害の認定基準)

組物の意匠権について、侵害被疑製品がその1つの意匠に同一又は類似している場合、裁判所は、侵害被疑製品が意匠権の保護範囲に当て嵌まると認定すべきである。

条文解説:

➤ 審査基準第一部分第三章9. 2. 4には、組物意匠が類似意匠(日本の関連意匠に相当)を含んではいけないことが定められている。ここで、組物意匠に類似意匠を含ませない理由は、ダブルパテントの回避にあると考えられる。即ち、組物意匠と類似意匠とにおける侵害の認定基準は同一である。よって、司法実務では、上記認定基準は既に認識されている。

意匠権侵害の認定

第十六条（組立意匠における侵害の認定基準）

組立関係唯一の組立意匠権について、侵害被疑製品と組み立てられた状態の意匠とが同一又は類似している場合、裁判所は、侵害被疑製品が意匠権の保護範囲に当て嵌まると認定すべきである。

組立関係がない又は組立関係が唯一でない組立意匠権について、侵害被疑製品と組立意匠を構成する全ての個々の要素とが共に同一又は類似している場合、裁判所は、侵害被疑製品が意匠権の保護範囲に当て嵌まると認定すべきである、一方、侵害被疑製品が**要素の1つを欠く**或いは同一又は類似ではない場合、裁判所は、侵害被疑製品が意匠権の保護範囲に当て嵌まらないと認定すべきである。

意匠権侵害の認定

条文解説：

- 組立意匠は組物意匠とは異なり、個々の要素は意匠権付与の要件を満たしていないので、侵害被疑製品は、組立意匠を構成する一部の要素と同一又は類似している場合であっても権利侵害に該当しない。
- 組立関係唯一の組立意匠権について、個々の要素を考慮せず、侵害被疑製品は、組み立てられた状態の意匠と同一又は類似しているのみを判断すれば足りる。
- 組立関係がない又は組立関係が唯一でない組立意匠権について、侵害被疑製品は、組立意匠を構成する全ての個々の要素と同一又は類似しているを判断しなければならない。また、侵害被疑製品は、要素の1つを欠く場合、権利侵害に該当しない可能性がある。
- したがって、意図的に侵害被疑製品の1つの要素のみを組立意匠権の1つの要素と類似させないようにした場合、仮に侵害被疑製品の他の要素は、組立意匠権の他の要素と全く同一であっても、権利侵害が回避されてしまう可能性がある。

意匠権侵害の認定

第十七条(状態可変の意匠における侵害の認定基準)

状態可変の意匠権について、侵害被疑製品と状態可変の各使用状態における意匠とが共に同一又は類似している場合、裁判所は、侵害被疑製品が意匠権の保護範囲に当て嵌まると認定すべきである、一方、侵害被疑製品は、**使用状態の1つを欠く**或いは同一又は類似ではない場合、裁判所は、侵害被疑製品が意匠権の保護範囲に当て嵌まらなないと認定すべきである。

意匠権侵害の認定

条文解説:

➤状態可変の意匠権について、侵害被疑製品は、各使用状態における意匠と同一又は類似しているを判断しなければならない。また、侵害被疑製品は、使用状態の1つを欠く場合、権利侵害に該当しない可能性がある。

➤したがって、意図的に1つの要素を外すことによって使用状態の1つを減らした場合、仮に他の使用状態における侵害被疑製品は、他の使用状態における意匠権と類似したとしても、権利侵害が回避されてしまう可能性がある。

意匠権侵害の認定

➤例えば、幌付きのベビーカーの意匠権に対し、幌無しのベビーカーの意匠が実施されてしまった場合、全体的に類似しているとしても、幌無しのベビーカーには幌の使用状態(膨らんだ使用状態)が無いいため、幌無しのベビーカー意匠は、第十七条の認定基準によって権利侵害に該当しないと認定される虞がある。

➤以上のことから、幌付きのベビーカーのみを権利化した場合、幌無しのベビーカーを抑えられる虞がある。そのため、幌付きのベビーカーの類似意匠として幌無しのベビーカーも出願しておくことが望ましい。

➤組立関係が唯一でない意匠権にも同様である。



補償金請求権

第十八条

特許の公開時における保護範囲と特許の公告時における保護範囲が一致しておらず、被疑権利侵害技術案は両保護範囲に当て嵌った場合、裁判所は、公開日から公告日までの期間内に特許が実施されたと認定すべきである、一方、被疑権利侵害技術案は何れか一方の保護範囲に当て嵌った場合、裁判所は、前款期間内に特許が実施されていないと認定すべきである。

条文解説：

➢日本の補償金請求制度と大きく異なり、実施行為の相手に警告状を送る必要がないが、被疑権利侵害技術案は公開時又は公告時の何れか一方の保護範囲に当て嵌った場合、補償金請求権を行使できない。

間接侵害

第二十一条

関連製品は、専利の実施に用いられる専用材料、設備、部品、中間物等であることを知りながら、権利者の許可を得ることなく、生産経営を目的として当該製品を他人へ提供し、権利侵害行為を実施し、権利者は、当該提供者の行為が侵害責任法第九条規定の他人侵害行為実施の手助けに属することを主張する場合、裁判所は、当該主張を支持すべきである。

製品、方法に権利が付与されたことを知りながら、生産経営を目的として他人侵害行為実施を積極的に誘導し、権利者は、誘導者の行為が侵害責任法第九条規定の示唆に属することを主張する場合、裁判所は、当該主張を支持すべきである。

間接侵害

条文解説：

➤ 間接侵害の要件：

第一款

- ① 専利実施の専用品である(客観的要件)。
- ② 専利実施の専用品であることを知っておくこと(主観的要件)。

第二款

- ① 製品、方法に権利が付与されることを知っておくこと(主観的要件)。
- ② 業として侵害行為実施を誘導すること。

差し止め請求権の例外

第二十五条

権利者の許可を得ることなく製造され且つ販売された権利侵害製品を知らないまま、生産経営を目的として使用、許諾譲渡或いは譲渡し、且つ当該製品の合法的入手ルートを立証できれば、裁判所は、権利者が請求する上記使用、許諾譲渡或いは譲渡の差し止めの主張を支持すべきであるが、被疑権利侵害製品の使用者は、当該製品の合理的対価を支払っていることを立証できるものを除く。

条文解説：

➤ 差し止め請求権の例外の要件

- ① 善意の使用のみであり、善意の許諾譲渡或いは譲渡は対象外
- ② 合理的対価の支払

※ 合理的な対価とは、正規品と同等な販売価格又は販売条件をいう

賠償金請求時における立証責任の軽減

第二十七条

権利者は、権利侵害による損失を特定できない場合、裁判所は、専利法第六十五条第一款の規定に従って権利者に対して侵害人が侵害によって得られる利益を立証するように要求すべきであり、権利者は侵害人が得る利益の簡易的証拠を提供しており、且つ権利侵害に関する帳簿、資料は侵害人によって掌握された場合、裁判所は、侵害人に対し当該帳簿、資料を提示するように求めることができ、侵害人は、正当な理由がなく資料の提示を拒んだり虚偽の帳簿を提示したりすると、裁判所は、権利者の主張及び提供された証拠に基づき侵害による利益を認定することができる。

条文解説：

- 商標法第六十三条第二款の規定を参照して、権利侵害による利益の立証責任を一方的に権利者側に押し付けるのではなく、侵害人側にも負ってもらうことにより、権利者側の立証責任の軽減を図っている。
- 権利侵害による賠償金額の引き上げが期待されている。

纏め

➤クレームの権利解釈について

明細書作成の注意点

- ・機能的特徴使用の見直し
- ・環境特徴使用の見直し
- ・特定順次のない方法クレームに対応する実施例充実化の検討
- ・数値特徴の臨界的意味の記載の注意

➤意匠権侵害の認定について

- ・設計自由度の考慮
- ・組物意匠、組立意匠及び状態可変意匠における侵害の認定基準

➤その他について

- ・補償金請求権の要件
- ・間接侵害の要件
- ・差し止め請求権の例外
- ・賠償金請求時における立証責任の軽減



当所へのアクセス

北京本社

北京市海淀区紫竹院路116号嘉豪国际中心
B座11層 | 郵便番号: 100097
電話: +86 (10) 5893 0011
FAX: +86 (10) 5893 0022
メール: ks@kingsound-ip.com.cn
ウェブ: www.kingsound.cn



上海ブランチ

上海市徐汇区漕溪北路398号汇智大厦2704室
郵便番号: 200030
電話: 021-33688078/ 6326 2681
FAX : 021-6326 2048
メール: shanghai@kingsound-ip.com.cn
ウェブ: www.kingsound.cn



北京金信知识产权代理有限公司

KINGSOUND & PARTNERS
Intellectual Property Law



北京金信知識產權代理有限公司

KINGSOUND & PARTNERS
INTELLECTUAL PROPERTY LAW

ご清聴ありがとうございました！